

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)第6条	回収命令等	生活衛生課

1 法第6条第1項に基づき、家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者に当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずる場合の審査基準は次のとおりとする。

法第4条第1項又は第2項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者がその基準に適合しない家庭用品を販売し、又は授与したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の発生を防止するため特に必要があると保健所長が認めること。

2 法第6条第2項に基づき、家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずる場合の審査基準は次のとおりとする。

家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて当該家庭用品に当該被害と関連を有すると認められる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあり、当該被害の拡大を防止するため必要であると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。